

令和6年度あおり未来のグローバル人財応援事業
「高校生海外フィールドワークチャレンジ2024」
よくある質問 (FAQ)

2 対象者

(1) 高校生等の「等」とは何ですか。

県内の県立高等学校及び私立高等学校1年生から3年生までのほか、国立八戸工業高等専門学校の1年生から3年生までが含まれます。

(2) 定時制や通信制の高校等に在籍する生徒等は応募できますか。

定時制や通信制の高校等に在籍する生徒等でも応募できます。

(3) 学業成績や語学力は問われますか。

学業成績や語学力の要件はありません。

(4) 教職員の引率を付けず、生徒だけで応募できますか。

できません。必ず同校の教職員（1～2名）に引率していただいでください。

(5) 同一の生徒が複数のチームの企画に応募することはできますか。

できません。一人1チームまでの企画としてください。

(6) 複数の学校の生徒がチームをつくって応募することはできますか。

できません。引率教職員の関係上、同じ高校の生徒でチームをつくって応募してください。

(7) チームをつくらず、個人で応募することはできますか。

できません。同じ高校の生徒で3人～10人程度のチームをつくって応募してください。

(8) 生徒2人または10人を超えるチームでも応募することはできますか。

2人の場合、万が一そのうちの1人が参加できなくなった場合にチームが成立しなくなるため、3人以上のチームにしてください。また、一人ひとりが主体的に関わるためには10人以内が望ましいです。どうしても10人を超えるチームとしたい場合は、予め事務局にご相談ください。

(9) 同一校から複数のチームが応募する場合、学校において推薦順位や推薦書を付す必要がありますか。

必要ありません。また、応募可能チーム数の上限もありません。

3 企画テーマ

(1) フィールドワークとはどのような活動をいいますか。

フィールドワークとは、研究や調査の対象となっている場所や人物を訪れ、実際にその状況を観察し課題解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、人と関わり合うことで理解を深める手法のことです。

知識やスキルの習得または調査・研究にどんな課題があってどんなことを解決したいのか、そのミッションを達成するために海外でどんなフィールドワークを行いたいのかを企画してください。

単なる施設見学や芸術鑑賞等のみは対象外となりますので、必ず現地の調査等に加え、関係者との意見交換等を含む活動を企画してください。

(2) 「社会課題解決」をテーマにした場合、どのようなフィールドワークが対象になりますか。

SDGsの17のゴールに係る社会課題や身近な地域課題等を自分事として捉え、その解決策の創出に向け、海外先進地の事例研究など、自由な発想と想像力を起点として考えた自由なテーマや課題を設定し、現地や関係者を訪問し実際のその状況を観察したり人と関わり合う活動が設定されていれば、幅広く対象となります。

(3) 「将来の夢実現」をテーマにした場合、どのようなフィールドワークが対象になりますか。

将来目指したい職業や叶えたい夢等に関係する学問やビジネス、高校卒業以降も続けたいスポーツや芸術などについて、海外先進地の視察やスキル・知識の習得など、自らの興味・関心や問題意識を起点として考えた自由なテーマや課題を設定し、現地や関係者を訪問し実際のその状況を観察したり人と関わり合う活動が設定されていれば、幅広く対象となります。

ただし、単なる学習や施設見学、芸術鑑賞等のみは対象外となります。

(4) 複数の国でフィールドワークを行ってもよいですか。

原則として渡航する国は1カ国としますが、複数の国への渡航を企画したい場合は、予め事務局にご相談ください。

(5) 学校活動で予定していた既存の研究課題や姉妹校との交流を本事業に充てることはできますか。

生徒自らが企画したフィールドワークを対象としているため、学校が設定した課題や単なる姉妹校との交流は対象となりません。

(6) 現地でホームステイを行うことは可能ですか。

可能です。ただし、自ら購入するホームステイ先へのお土産代等は支援対象経費の対象外ですので、自己負担となります。

4 海外フィールドワークの実施期間

(1) 渡航期間の制限はありますか。

ありませんが、支援対象経費の上限額を考慮してください。

参考までに、上限額における渡航期間は、移動日を含む11日以内（現地でのフィールドワークを7日以内）を想定した額となっています。なお、上限を超える場合は自己負担となります。

(2) 渡航期間中におけるフィールドワーク実施日の制限はありますか。

ありませんが、単なる観光のみの日程に係る経費は対象外となります。なお、必要な移動日についてはフィールドワークを行わなくても経費の対象となります。

(3) 海外フィールドワークの実施期間が令和7年2月末までとなっていますが、日程が同年3月に食い込むことは認められませんか。

令和7年3月に、当事業参加者等の合同成果報告・交流会を開催する予定としていますので、2月末までに帰国する日程としてください。

6 選考

(1) 書面審査で落選することはありますか。

応募チームが多数の場合、書面審査の段階で企画競技会（プレゼンテーション審査）への参加資格を予め選考することもありますので、ご了承ください。

(2) 採択チームが3チームを超えることもあり得ますか。

企画競技会の結果、予算の範囲内で採択します。

7 採択チームへの支援内容（生徒分）

(1) 国内における交通費はどの経路が対象となりますか。

国内移動は、鉄道の場合は最寄りの駅から国際空港まで、空路の場合は最寄りの空港から国際空港までの交通費を対象とします。

(2) 渡航先における交通費は対象になりますか。

現地移動に係る経費（タクシー代、借上げバス代、鉄道代など）が対象になりますが、今回の目的であるフィールドワークとは関係のない観光地等に行く場合の交通費は対象外（自己負担）となります。

(3) 渡航前後に国内での宿泊が必要な場合、国内宿泊費は対象になりますか。

飛行機の発着時刻により、宿泊が必要な場合には国内宿泊費も対象となります。

(4) 通訳ガイド・コーディネート料は全日程分が対象になりますか。

フィールドワークに必要な日程分のみが対象になりますが、単なる観光等の日程に係る分は対象外（自己負担）となります。

(5) Wi-Fiレンタル料は、全員分が対象となりますか。

対象となります。

(6) 空港税等諸経費とは、具体的にどのような経費が含まれますか。

旅客サービス施設使用料、空港施設料、国際観光旅客税、現地空港諸税、燃料サーチャージ、航空券発行手数料等が含まれます。

(7) 旅行会社手数料や消費税は、対象外経費を含む経費総額に対する分も対象になりますか。

対象外経費を除いた経費総額に対する手数料及び消費税が対象となります。よって、対象外経費に掛かる手数料及び消費税については、自己負担となります。

(8) 航空機や宿泊先の予約、現地訪問先の手配など、旅行会社を通さず行ってもよいですか。

安全面等を考慮し、航空機や宿泊先等旅行に係る手配は、旅行会社に委託することを前提としています。

(9) 県が支援する経費は、参加者個人に支給されるのですか。

生徒分の支援対象経費については、県が旅行会社と委託契約を締結することを前提としていますので、県から参加者個人には支給しません。

(10) 旅行会社に手続きいただいた経費のうち、自己負担分の経費については、どのように支払うことになりますか。

県が委託契約した旅行会社から参加者個人に請求することになりますので、旅行会社に直接支払っていただくことになります。

7 採択チームへの支援内容（引率教職員分）

(1) 引率教職員への支給対象経費について教えてください。

県の旅費規程に基づき支給し、単なる観光等を除く引率に係る経費については支給対象となりますが、詳細についてはお問い合わせください。

8 その他採択にあたっての要件

(1) アンバサダー活動はどの程度行えばよいですか。

できるだけすべての訪問先で行ってください。ただし、それが困難なようであれば、主な訪問先で行ってください。

(2) アンバサダー活動（フィールドワーク）のためのお土産代などは支援対象経費となりますか。

アンバサダー活動（フィールドワーク）に係る物品の購入費は対象外ですので、自己負担となります。

(3) エバンジェリスト活動はどの程度行えばよいですか。

ご自身の経験をより多くの高校生等に知っていただき、新たに海外フィールドワークに挑戦しようとする意識醸成を目的として行うため、できるだけ多くの方に周知される方法で行ってください。なお、方法や程度は参加者に一任します。

(4) エバンジェリスト活動は、チーム全員で行う必要がありますか。それとも個人で行う活動でもよいですか。

チーム（全員）または個人での活動かは問いません。例えば、個人のSNSアカウントで発信したり、個人が所属する団体等で活動報告を行うことも考えられます。

9 応募提出書類及び応募方法

(1) 企画競技会における発表用データは、他の応募書類と一緒に期限までに提出しなければなりませんか。

暫定版でもよいので、他の応募書類と一緒に期限までに提出してください。なお、発表用データは、企画競技会の前日の正午までに差し替え版を提出いただいてもかまいません。

(2) 旅行会社の見積書は、どのような内容が記載されていればよいですか。

航空運賃、宿泊費、通訳料等すべての経費の内訳が記載されたものを発行してもらってください。なお、生徒分に係るもののみの見積書としてください。

11 企画競技会の開催について

(1) 企画競技会には、応募者全員が出席する必要がありますか。

全員の出席は求めませんが、代表者（生徒）と引率教員は必ず出席するようにしてください。

(2) 発表は、出席者全員が行う必要がありますか。

発表方法は各チームにお任せします。

(3) 提出済みの発表データ（パワーポイント等）を修正したいのですが可能ですか。

可能です。ただし、企画競技会前日の正午までに修正後の発表データを送付してください。

(4) 発表データに動画を挿入したいのですが可能ですか。

発表時間内であれば可能ですが、動作の不具合も時間に含まれますので、動画の使用は最小限とすることをおすすめします。

(5) 発表データのほかに、審査員に参考資料を配布したいのですが可能ですか。

参考資料を配布する場合は、事前に企画提案競技会における発表用データ提出時に併せて提出してください。当日に新たな資料配布はできません。

(6) どのような観点で審査されますか。

採点項目、採点基準及び基準点数は、募集要項「11 企画競技会の開催」の(5)審査方法に記載してありますので参照してください。

12 企画変更等

(1) 採択決定後に企画を変更することはできますか。

居住地域や渡航先における天災、本人や家族等の病気その他やむを得ない事情がある場合は企画を変更することができます。「その他やむを得ない事情」については個別にご相談ください。

なお、企画の課題設定や目的の大きな変更及びその変更に伴う支援額の増額は、原則として認められません。また、課題設定や目的等変更後の内容によっては、再審査を行い、計画変更が承認されない場合や採択の取り消しになる場合もあります。

(2) やむを得ない事情により渡航を中止した場合で、旅行会社のキャンセル料が発生した場合、県の支援はありますか。

居住地域や渡航先における天災、本人や家族等の病気その他やむを得ない事情によりキャンセルした場合に限り、県が委託契約先にキャンセル料を支払います。なお、個人的な事由による場合は参加者の自己負担となります。

13 成果報告・交流会

(1) 成果報告・交流会は必ず参加しなければいけませんか。

チームから1名以上は必ず参加してください。

(2) 成果報告・交流会ではどのようなことを行いますか。

本事業及び「あおり農業グローバルチャレンジ」に参加した全チームが参加し、それぞれ海外フィールドワークの成果についてパワーポイント等を用いて報告してもらいます。また、参加した学生同士が交流できるようセッションなども予定しています。

なお、当会には知事及び審査員の出席も予定しています。

○ その他

(1) この事業は来年度以降も実施しますか。

事業期間は令和6年度から令和8年度の3か年を予定しています。